

議案第29号

つくば市荃崎こもればい六斗の森条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市荃崎こもればい六斗の森条例の一部を改正する条例

つくば市荃崎こもればい六斗の森条例（平成14年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表1サイト1泊につきの項中「4,950円」を「5,280円」に、「1,650円」を「1,980円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のつくば市荃崎こもればい六斗の森条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の2の表の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における施行日以後のキャンプ場の使用（施行日の前日から施行日にかけて

のキャンプ場の使用を除く。)の許可に係る使用料について適用する。

- 3 公布日前において施行日以後のキャンプ場の使用の許可を受けた者がキャンプ場に附属する施設(施行日以後から使用できるものに限る。)を使用しようとするときは、当該許可に係るキャンプ場の使用の際に、改正後の条例のキャンプ場の使用料とこの条例による改正前のつくば市荃崎こもれび六斗の森条例のキャンプ場の使用料の差額を徴収する。

(提案理由)

サニタリー棟運営に伴い、キャンプ場の使用料を見直すため、この条例案を提出するものである。

つくば市荃崎こもれび六斗の森条例（平成14年つくば市条例第66号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表第1（略）			別表第1（略）		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
1（略）			1（略）		
2 キャンプ場			2 キャンプ場		
単位	使用料		単位	使用料	
	オートキャンプ	テントスペース		オートキャンプ	テントスペース
1サイト1泊につき	5,280円	1,980円	1サイト1泊につき	4,950円	1,650円
備考（略）			備考（略）		
3・4（略）			3・4（略）		